

## 後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率等が決定しました。

保険料は、等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。所得の少ない方には世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の均等割額軽減制度があります。また保険料の賦課限度額（上限保険料額）が66万円に変更されます。令和4年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額 (上限保険料額)
令和4・5年度(年間)	50,317円	9.33%	66万円
【参考】 令和2・3年度(年間)	50,304円	9.51%	64万円

お問合せ先  
和歌山県後期高齢者医療広域連合  
☎073-428-6688  
湯浅町健康推進課国保年金係  
(7番窓口)  
☎65-3008

## 各種保険料(税)納付のお知らせ

令和4年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の普通徴収の納付が始まります。通知書及び納付書は7月中旬に発送しますのでご確認ください。

**第1期の納期限は8月1日(月)です。**納め忘れにご注意ください。  
※納め忘れの心配のない、便利な口座振替での納付がおすすめです。預金通帳・通帳の届出印をご持参のうえ、町内の金融機関窓口でお手続きをお願いします。

保険料(税)が未納になると、未納期間に応じた措置が原則としてとられます。特別な事情等により保険料(税)の納付が困難な場合は、徴収猶予や減免ができる場合がありますので、納付相談をしていただくようお願いします。

お問合せ・納付のご相談

**国民健康保険税**  
住民生活課税務係(1・2番窓口)  
☎64-1106

**介護保険料**  
福祉課介護保険係(13番窓口)  
☎64-1120

**後期高齢者医療保険料**  
健康推進課国保年金係(7・8番窓口)  
☎65-3008

## 国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場合、納付が免除または猶予される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけではなく、万一の事故などによる障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

### 失業特例制度について

申請免除を行う年度もしくは前年度に退職した場合、免除判定に使用する所得を「0」とする特例が利用できる場合があります。

### 必要な物

- ①基礎年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
- ②雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証

### 継続申請とは

失業特例制度を利用せず全額免除が承認される場合、翌年度以降の申請を自動継続することができます。(50歳未満は納付猶予含む)

### 一部免除が承認される方へ

一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)は、免除されていない残りの部分を納付しなかった場合、未納となりますので、免除承認後に送付される納付書で納付ください。

◆令和4年度分(令和4年7月～令和5年6月)の免除申請は、令和4年7月以降に免除申請にお越しください。

### ご持参いただくもの

基礎年金手帳など基礎年金番号のわかるもの

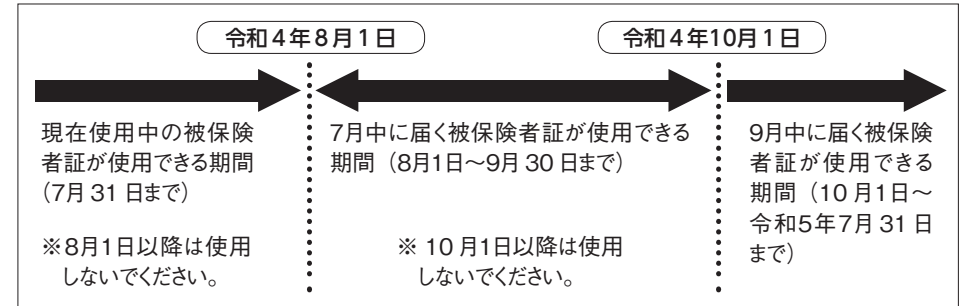
お問合せ先  
日本年金機構 和歌山西年金事務所  
☎073-447-1600  
湯浅町健康推進課国保年金係  
(7・8番窓口)  
☎65-3008

## 後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「水色」→『うすいオレンジ色』に変わります

和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688  
湯浅町健康推進課国保年金係(7番窓口) ☎65-3008

今年は、一定以上所得のある方の医療機関での窓口負担割合変更に伴い、  
全員の被保険者証を7月と9月に郵送します

今月送付する被保険者証の有効期限は**9月30日(金)**までです



令和4年7月31日の有効期限満了に伴い、被保険者証を送付します。新しい保険証は『うすいオレンジ色』です。7月中旬に(簡易書留・特定記録)で送付します。

◆一定以上の所得がある一部の方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が令和4年10月1日から2割負担になります。

## ❗ 窓口負担割合2割の対象判定方法

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに世帯単位で判定します。

